国際麻薬規制100年: 今私たちが知るべき

麻薬・覚せい剤乱用防止センター 藤野

彰

(公財)

代を通じて、新たに直面する様々な薬物問題に対処 約」が締結されました。国際連盟から国際連合の時 初めての国際会議が上海で開かれて後、 偽造することによって、国際流通の過程から大量に 医療用に製造した薬物を、例えば「輸入許可証」を そして1988年の「麻薬及び向精神薬の不法取引 制に関する現行の条約体制は、それまでの諸条約を に麻薬等の国際規制が強化されて来ました。薬物規 には薬物規制に関する最初の国際条約「万国阿片条 しされていたのです。 合法的な国際貿易の過程から非合法なルートに横流 いました。国際犯罪組織によって、多量のモルヒネが 合計100トン以上が製薬会社によって製造されて 不可欠なアヘン系医療用麻薬の全世界の必要量が 密造から始める必要はありませんでした。製薬会社が を企てる者たちは現在のように規制薬物の密生産・ に関する国際連合条約」によって構成されています。 る単一条約」、さらに1971年の「向精神薬条約」、 するため、段階を追って幾つもの条約が締結され、 「モルヒネ」に換算して年間33トン程度 ②だった時代、 「横流し」することが出来たからです。 鎮痛剤として 本化すべく1961年に採択された「麻薬に関す 麻薬の国際規制が始まった100年余り前、密輸 1909年に国際的な麻薬の規制を目的とする、 1912年 徐々

います。規制薬物の密造に対処するためです。 年条約では麻薬・覚せい剤を密造する際に必要な ズムが確立しているのです。それに加えて、1988 たとしても、 が出来ます。たとえ輸入許可証などを巧妙に偽造し 制がかかり、国際流通の過程からの横流しは防ぐこと の規制薬物の横流しを防ぐ手だてを講じて来ました。 前駆物質」(原料)その他の化学物質をも規制して 一在、「麻薬」や「向精神薬」については、複雑な規 前記の一連の国際条約はこういった合法ルートから 横流しを防ぐことが出来る精密なメカニ

物規制に関する重要な点に触れておきます。近年、 ついて考えてみましょう。大麻の事例を見ながら、薬 そもそも何故薬物を「規制」するのかということに

> 的で使えば各国の法律に触れます。また、いずれの国 それほど危険なものではないといった誤解があります。 はいないことを強調しておきます。 国でも国の法律で医療・研究用以外の使用を認めて 緩めている場合が散見されます。しかし、そういった 反になるのです。ただ、市の条例や州法などで規制を でも医療・研究用以外に解禁したりすれば、条約違 来ると指定された麻薬です。従って、それ以外の目 大麻が解禁されている国があるとか、或いは、大麻は 大麻は、国際条約で医療及び研究用のみに使用出

はずす手立ても条約上規定されているわけです。 以外に使っても問題がない事が検証されれば、規制を はありません。もし、例えば大麻が、医療・研究用 です。従って、規制を外せば危険性がなくなるわけで ないのでなく、危ないから規制されているということ ここで重要な点は、薬物は、規制されているから危

くるのです。過去の歴史がそれを証明しています。 直ちに新たな市場を開拓し、新たな買い手を見つけて らないのです。また、国が規制を緩めれば組織犯罪は る薬物を、医療目的以外で国家が国民に与えてはな そもそも医療以外に使えば人体・精神に悪影響があ というものがあります。これは、本末転倒の議論です。 く販売すればそれを防ぐことが出来るのではないか」 を検証するのではなく、例えば、「犯罪組織が莫大な 法化」を唱える議論の中には、人体・精神への影響 不法収益を上げているのであるから、替わりに国が安 ところが、いわゆる医療・研究以外の使用の「合

も意味がなくなるのですから。 す。薬物を乱用するという需要がなければ、 供給削減と同時に「需要削減」への努力が不可欠で く守っています。ただし、薬物乱用を防ぐためには、 めに、全世界の国々が関連条約の複雑な規定を等し にあります。いわば「供給削減」です。その目的のた ルートへの横流しを防ぎ、密造・密輸を阻止すること 用正規薬物の必要量は確保するとともに、非合法な 最初に述べた一連の国際条約がめざすのは、医療

取らなければならない国際条約の規定には馴染みませ 異なり、需要削減の手段は、全ての国が同じ手段を 史と文化があります。従って、 そこで暮らす人々の生活や慣習も異なり、各々の歴 ん。それぞれの国が、その国の状況にあった、適切な しかしながら、世界の国々はそれぞれ環境が違い、 供給削減の場合とは

> 史が示している通りです。 るいは不可能であるのは、 止、社会復帰などへの努力は非常に困難であり、あ 始めてしまい薬物依存に至ると、その治療、 手だてを講じる他はないのです。そして、薬物乱用を 世界のこの100年の歴 再犯防

と呼び慣わされ、最近ではその非常な危険性から があるのです。ところで、今の日本国内に目を向け たな時代を迎えたという危機感を禁じ得ません。 ば、これまで「脱法ドラッグ」や「脱法ハーブ」など 肝要であり、そこに「ダメ、ゼッタイ!」運動の意義 起きる事故が頻繁に起こっています。薬物汚染の新 危険ドラッグ」と称される薬物の乱用と、その結果 従って、まず若者たちが薬物乱用を始めないことが

神にどれほど深刻な悪影響があるかも全く判明してい ては、まず何が入っているのかも分からず、身体と精 影響が検証されています。しかし危険ドラッグについ た薬物と似た作用を持ち、新たな化学物質を含んで これは「まだ規制に至ってない」ということに過ぎな と勘違いして乱用する若者が急増しています。しかし、 いることに等しいのです。 分の金を使って、自分自身の身体で人体実験をして ないのです。つまり、「危険ドラッグ」の乱用は、 います。既に規制されている薬物は、心身に及ぼす悪 いのです。危険ドラッグは、覚せい剤などの規制され 「合法」とうたって販売されているために、安全だ 自

こそ、若者たちが正確な知識を持つ必要があるのです。 日本の若者たちが同じような「負の連鎖」に陥ってき 未経験者が手を出している」とも言われています。今 わることなく、店舗などで簡単に入手できるが故に、 ているようにも思われます。「安価で、暴力団にかか こんなに危険なものであることを知らなかった」、また に入っている若者たちに問いかけてみると、「薬物が 信が出来る事を願っています。 本から、若者の行動を通じて、 いずれ国際規制の対象になるでしょう。そして今、日 「友達に誘われた」という答えが常に返ってきます。 世界各国の薬物治療施設や刑務所を訪れて、そこ 「危険ドラッグ」は日本だけの問題ではありません。 正しいメッセージの発

1972年の議定書により改正されました。

^{2. 1.} ネに換算して年間200トン程度で推移しています。 現在では、世界のアヘン系医療麻薬の使用量はモル